

## 第4章 消防用設備等の技術基準 (消火設備)

# 第1 消火器具

## 1 用語の定義

この章及び第5章において用いる用語の定義は、次による。

### (1) 消火器具

消火器と簡易消火用具の総称をいう。

### (2) 消火器

水その他消火薬剤(以下この項において「消火剤」という。)を圧力により放射して消火を行う器具で、人が操作するもの(収納容器(ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充填された本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下この項において同じ。)に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び政令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。)であって、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号、以下「消火器規格省令」という。)の規定に適合するものをいう。

### (3) 大型消火器

能力単位の数値が消火器規格省令第1条の2第13号に規定するA火災に適応するものにあつては10以上、同条第14号に規定するB火災に適応するものにあつては20以上であつて、下表の消火剤の量を有する消火器をいう。

| 消火剤    | 消火剤の量  |
|--------|--------|
| 水又は化学泡 | 80L以上  |
| 機械泡    | 20L以上  |
| 強化液    | 60L以上  |
| ハロゲン化物 | 30kg以上 |
| 二酸化炭素  | 50kg以上 |
| 粉末     | 20kg以上 |

### (4) 簡易消火用具

水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩をいう。

### (5) 住宅用消火器

消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。

### (6) 水系等の消火器

水系等の消火器とは、水系統にあつては、消火器規格省令第1の2第4号又は第6号に規定する水消火器又は強化液消火器、粉末系統にあつては、同条第10号に規定する粉末消火器をいう。

## 2 消火器具の種類等

消火器具の種類等は、政令第10条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置する消火器具の種類は、粉末(ABC)消火器 10 型とすること。●

ただし、粉末では消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水(潤滑剤等入りを含む。)その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。

(2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。▲

### 3 設置場所等

消火器の設置場所は、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 6 条第 6 項及び第 9 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次によること。

(1) 政令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、消火器全体が床面からの高さを 1.5m 以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置すること。●

(2) 省令第 6 条第 6 項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。

(3) 省令第 6 条第 6 項に規定する「歩行距離が 20m 以下」とは、通常の歩行が可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、イス、什器その他歩行に障害となる物件(床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。)がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。

(4) 省令第 9 条第 2 号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

(5) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊等が著しく、有効に機能を達しえない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値及び歩行距離を満足するものに限り、政令第 32 条の規定を適用して、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20m を超えて、職員が常駐する室等に集中して設置することができる。

(6) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、能力単位の数値及び歩行距離を満足するものに限り、政令第 32 条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧等に支障がない位置に設置することができる。

### 4 能力単位の数値

能力単位の数値は、省令第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに第 8 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。▲
- (2) 省令第6条第1項から第3項までの規定により消火器を設置する場合には、第1-1表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

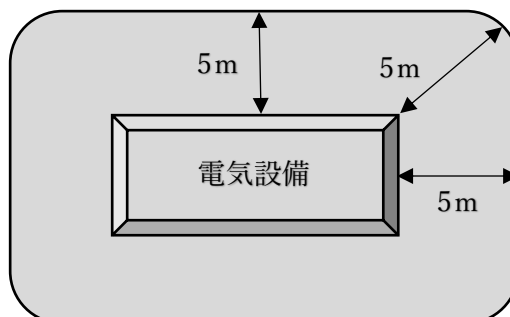
第1-1表

| 対象物の区分 |   | 消火器の能力単位の      |
|--------|---|----------------|
| 1      | 政令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物   | A火災に対する能力単位の数値 |
| 2      | 少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所 | B火災に対する能力単位の数値 |
| 3      | 2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所   | A火災に対する能力単位の数値 |

(3) 省令第8条第1項及び第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

(4) 省令第6条第4項に規定する「当該電気設備がある場所の床面積」の算定及び配置については、下記のとおりとすることができる。●

ア 当該設備の周囲に水平距離5mの線で囲んだ部分の面積(同一室内に電気設備が2以上設置されており、近接して存する場合(水平距離5mの線で囲まれた部分が重複する場合をいう。))は、その合計面積(当該重複した部分の面積は重複加算しない。)をいう。)とする。(第1-1図参照)



第1-1図

イ 水平距離5mの範囲が、設置している電気室等以上の範囲となる場合において、当該室の壁、床、天井が不燃材料で造られ、出入口に防火設備である防火戸(自閉式又は煙感知器(省令第23条第4項第1号ニに規定する部分にあつては、同条第6項第1号に定める熱感知器)連動閉鎖)で区画されている場合は、当該区画された部分の面積とする。

ウ 消火器の配置については、上記アで算定した部分を有効に警戒できるよう、それぞれ一の消火器に至る歩行距離が20m以下となるようにすること。

なお、上記イで定める区画以外の室で、水平距離5mが隣接する室に及ぶ場合は、当該設備が設置された室の当該設備の周囲に水平距離5mの線で囲んだ部分のみを警戒すれば足りるものとする。

エ 省令第6条第5項に規定する「多量の火気を使用する場所」の床面積の算定及び消火器の配置については、上記アからウと同様の扱いとする。

## 5 付加設置

政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、省令第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

### (1) 少量危険物及び指定可燃物

省令第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器(ABC)10型とすること。(少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。)●

また、屋外において少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所についても、消火器の設置を指導するものとする。▲

### (2) 電気設備

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50kW以下のものを除く。)

イ 急速充電設備(全出力50kW以下のものを除く。)

ウ 燃料電池発電設備(条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)

エ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定しているもの(条例第12条第4項に定めるものを除く。)

オ 蓄電池設備(蓄電池容量20kWh以下のものを除く。)

### (3) 火を使用する場所

省令第6条第5項に規定する「鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場

所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

エ 厨房設備(個人の住居に設けるもの、火気使用室に該当しないもの、食事の提供を行わない小規模な給湯室及び貸別荘等の台所を除く。)

オ 入力70kW以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

カ ボイラー(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

キ 入力70kW以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるものを除く。)

ク 乾燥設備(個人の住居に設けるもの、電気式衣類乾燥機、電気式であつて可燃性の蒸気又は火を使用しないものを除く。)

ケ サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

コ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

サ 火花を生じる設備

(ア) グラビア印刷機

(イ) ゴムスプレッター

(ウ) 起毛機

(エ) 反毛機

(オ) 製綿機

(カ) その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備

シ 放電加工機

(4) 政令第10条に規定する防火対象物以外のうち、上記(2)、(3)に掲げる場所等を有する防火対象物については、努めて消火器の設置をするものとする。▲

(5) 屋上及び屋外において、上記(2)、(3)に掲げる設備等が設置された場所には、努めて消火器の設置をするものとする。▲

(6) 設置本数●

ア 政令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあつては、1個以上とすることができる。

イ 上記(1)、(2)及び(3)に設置する消火器については、設置本数を1本以上とし、その防火対象物又は当該設備等の各部分から歩行距離20m以内となるように配置すること。

なお、当該設備等が隣接して設置される場合は、すべての設備等が歩行距離20m以内となるよう配置すれば足りるものとする。(上記(5)の場合も同様とする。)

## 6 標識

省令第9条第4号に規定する標識は次によること。

(1) 条則第9条で定めるもの。

なお、消火器を収納箱等に収納する場合、収納箱等が赤色で、「消火器」の文字が白色の場合は、条則第9条で定めるものと同等として取り扱って差し支えないこと。▲

(2) 消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、日本産業規格 Z8210 に定める消火器のピクトグラム(9cm角以上のもの。)を設けた場合は、政令第 32 条の規定を適用し、上記(1)に規定する標識を設けなことができる。(申請不要とする。)▲

(3) 消火器が収納箱等に収納され、直接視認することができない場合は、上記(2)で定めるピクトグラムと併せて収納箱等に「消火器」の表示を設けた場合は、上記(2)と同様の取り扱いとすることができる。▲

なお、消火器の表示の大きさ及び色等については、指定しないものとする。▲